

第2次富山市一般廃棄物処理基本計画
後期基本計画

概要版

令和4年3月

富山市

目 次

はじめに	1
1. 第2次計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
ごみ処理基本計画（食品ロス削減推進計画を含む）	2
4. ごみ処理の現状と課題	2
(1) ごみ排出量の推移	2
(2) ごみの組成（生活系ごみ細組成調査の概要）	12
(3) 課題の整理	15
5. ごみ処理基本計画	17
(1) 基本理念	17
(2) 基本方針	17
(3) 数値目標・モニター指標の設定	18
(4) 基本方針に基づく施策の展開	20
生活排水処理基本計画	22
6. 生活排水処理の現状	22
(1) 施設整備率	22
7. 生活排水処理基本計画	23
(1) 基本理念	23
(2) 基本方針	23
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	24
(4) 生活排水の処理体系	24
(5) 生活排水の処理計画	25
(6) し尿・汚泥の処理計画	26

はじめに

1. 第2次計画策定の趣旨

富山市（以下「市」という。）では、平成29年3月に第2次富山市一般廃棄物処理基本計画（H29～R8）（以下「第2次計画」という。）を策定し、様々な施策に取り組んできました。

この間、国においては「循環型社会形成推進基本法」に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しており、国の取組みとして、家庭系食品ロス半減に向けた国民運動やプラスチック類等の徹底的な資源循環を掲げました。その後、令和元年5月の「プラスチック資源循環戦略」の策定を受けて、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立したほか、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）」が施行されました。

本市においては、平成30年6月に「SDGs未来都市」の選定を受けた後、令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、環境政策のさらなる強化により、持続可能なまちづくりの深化を図ることとしました。

このような背景を踏まえ、今後も更なる循環型社会の推進を実現していくため、第2次計画の後期計画（令和4～8年度）の見直しを図り、「第2次富山市一般廃棄物処理基本計画 後期基本計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、策定するものであり、本市の上位計画である「富山市総合計画」や「富山市SDGs未来都市計画」、「富山市環境基本計画」と整合するものです。

なお、「食品ロス削減推進法」第13条の規定に基づき、市町村では食品ロス削減推進計画の策定が求められています。同計画は、本計画に定める施策や取組みと関係する部分があることから、本計画に包含して策定するものとします。

3. 計画の期間

前期計画は令和3年度に満了を迎えることから、本計画（後期計画）の計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とし、当初計画を見直すものです。

ごみ処理基本計画(食品ロス削減推進計画を含む)

4. ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ排出量の推移

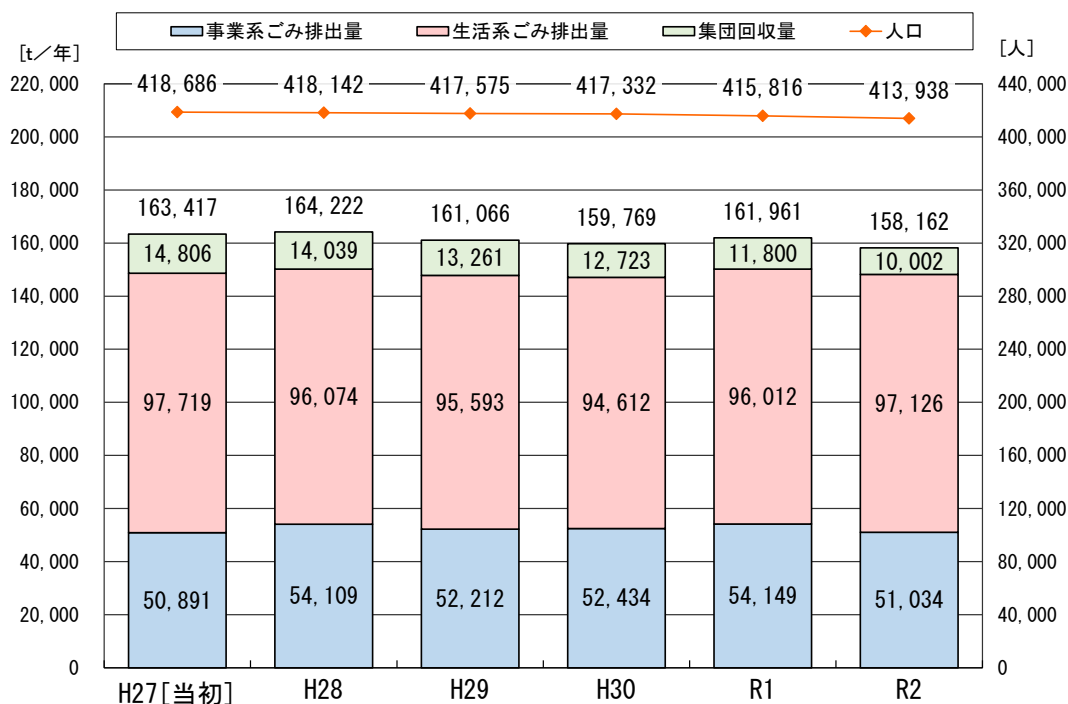
① 一般廃棄物の年間排出量(=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量)の推移

第2次計画策定当時(平成29年3月)に把握した実績最終年度(平成27年度)から令和2年度までの人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を図1に示します。

本市の行政区域内人口は、ゆるやかに減少しており、平成27年度から約1%減少しました。また、一般廃棄物の年間排出量も減少傾向にあり、平成27年度から約3%減少しています。ごみの構成割合をみると、集団回収量は減少、生活系及び事業系ごみ*排出量は増加傾向にあります。

令和2年度における一般廃棄物の年間排出量は158,162 tであり、その内訳は、集団回収量が10,002 t(構成比約6%)、生活系ごみ排出量が97,126 t(同比約61%)、事業系ごみ排出量が51,034 t(同比約32%)となっています。

*事業系ごみには、事業系資源物を含む。



一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

年度	H27[当初]	H28	H29	H30	R1	R2
集団回収量	9.1%	8.5%	8.2%	8.0%	7.3%	6.3%
生活系ごみ排出量	59.8%	58.5%	59.4%	59.2%	59.3%	61.4%
事業系ごみ排出量	31.1%	32.9%	32.4%	32.8%	33.4%	32.3%

注記1) 人口は各年度10月1日現在の値。H27及びR2は国勢調査の値、その他年度は人口移動調査の値である。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移

② 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量の経年推移を図2に示します。

ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の1人1日平均排出量は減少傾向にあり、平成27年度から令和2年度までの間(平成27年度比)で約2%減少しました。

令和2年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は、1,047g/人・日となっています。

イ. 生活系ごみ排出量

生活系ごみの1人1日平均排出量は、平成30年度を底値として、増加傾向にあります。平成27年度比からは約1%と微増しました。

令和2年度における生活系ごみの1人1日平均排出量は、643g/人・日となっています。

ウ. 事業系ごみ排出量

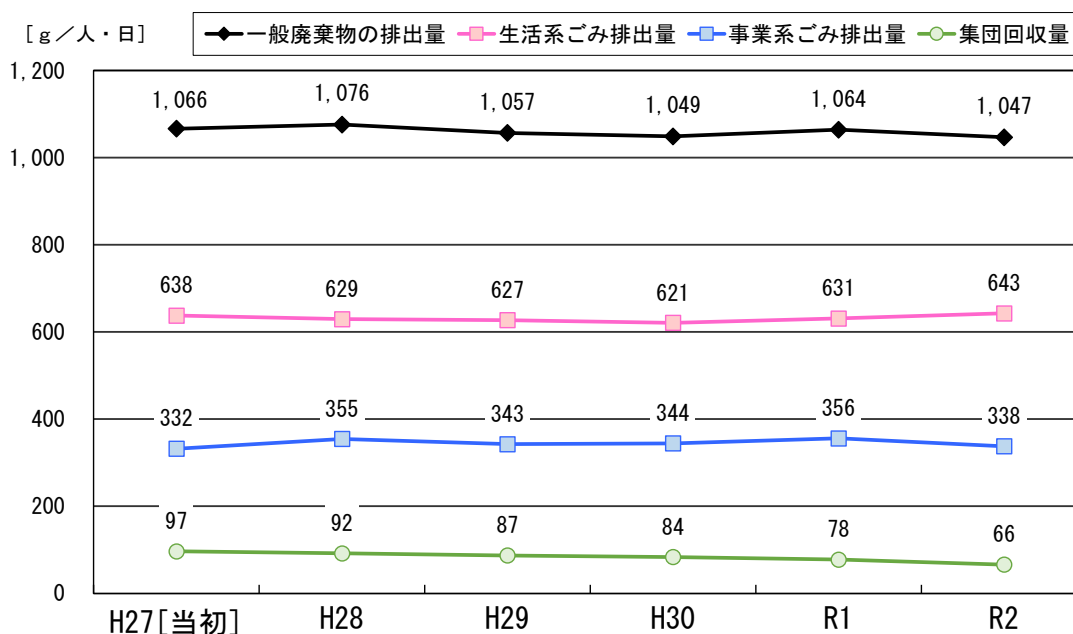
事業系ごみの1人1日平均排出量はやや増加傾向にあり、平成27年度比で約2%増加しました。

令和2年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は、338g/人・日となっています。

エ. 集団回収量

集団回収の1人1日平均回収量は減少しており、平成27年度比で約32%減少しました。

令和2年度における集団回収の1人1日平均回収量は、66g/人・日となっています。



注記1) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記2) 1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

図2. 1人1日平均排出量の経年推移

③ごみ排出量

年間ごみ排出量の推移を図3(次頁)に、1人1日あたりのごみ排出量の推移を図4(次頁)に示します。

- 令和2年度の年間ごみ排出量は158,162 tとなり、平成27年度(163,417 t)から約3%減量化できました。但し、平成27年度から令和元年度の実績を経年的にみると増減を繰り返していることから、平成27年度以降で令和2年度が最も少なかった要因として、コロナ禍の影響(新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、外出自粛やテレワークが実施される等、社会経済活動や生活スタイルが大きく変化したことで特に事業系ごみ排出量の減少度が大きい)を多分に受けている可能性が考えられます。
- 1人1日排出量(原単位ベース)で見ると、生活系ごみ(集団回収量を含む)は平成27年度をピークとして減少傾向がみられます。一方、事業系ごみは増減を繰り返しながらも横ばい傾向で推移しており、減量化が進んでいない状況です。
- 令和3年度(前期計画目標年度)の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から年間ごみ排出量で約4,500 t、1人1日排出量【総量】で10gの減量化が必要であり、過去の実績推移から推測すると、当初目標値の達成は難しい状況にあります。
- 令和8年度(後期計画目標年度)の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から年間ごみ排出量で約13,000 t(年間平均ベースで約2,170 tずつ)、1人1日排出量で39g(年間平均ベースで約7g以上ずつ)の減量化が必要になります。
- 本市の1人1日あたりのごみ排出量は、富山県平均や全国平均を上回っていることから、今後一層ごみの減量化に努める必要があります。

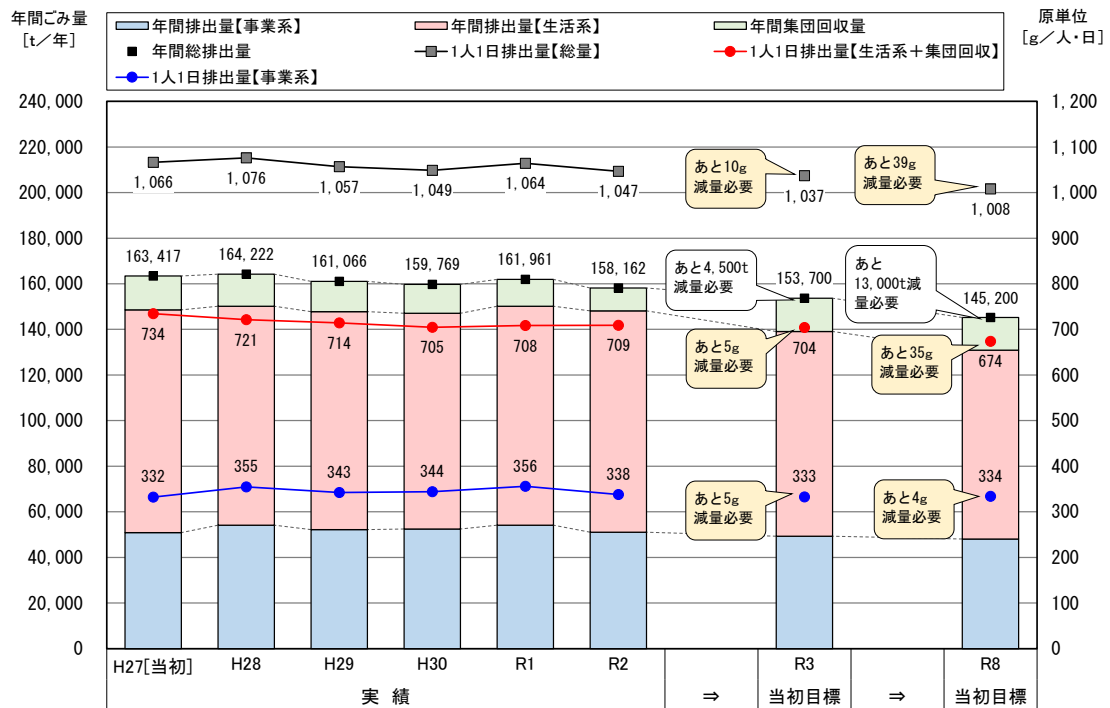
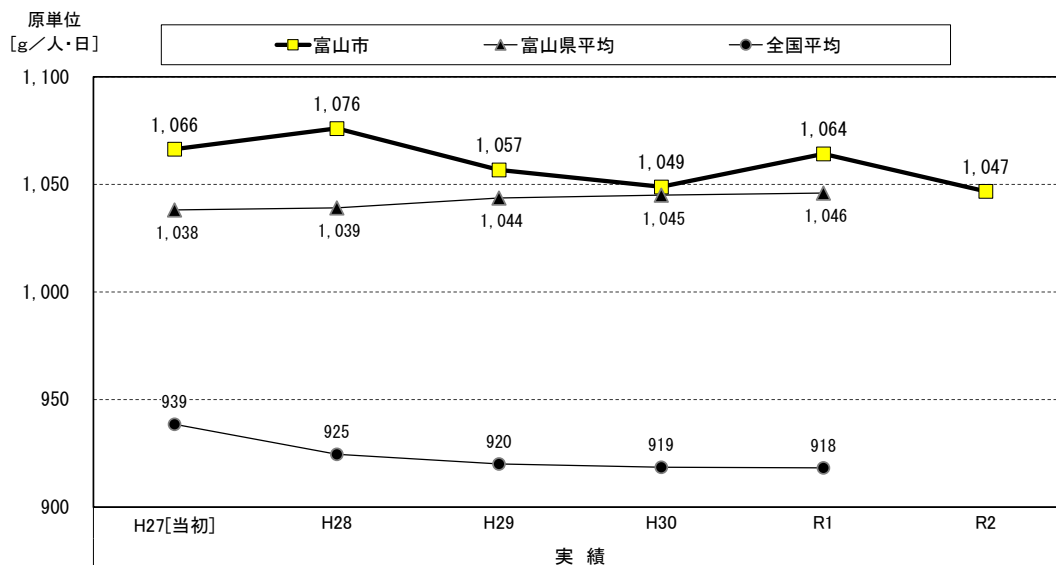


図3. 年間ごみ排出量の推移



出典：富山県平均／「富山県の廃棄物 平成29～令和2年度版(平成27～30年度実績)」富山県生活環境文化部環境政策課、令和元年度実績は富山県生活環境文化部環境政策課に対するヒアリング結果
 全国平均／「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27～令和元年度調査結果(平成27～令和元年度実績)」環境省

図4. 1人1日あたりのごみ排出量の推移(全国、富山県、富山市)

注記1) 第2次計画では、前期計画の目標年度を令和3年度、後期計画の目標年度を令和8年度としている。

注記2) 「当初目標」は、第2次計画策定当時(平成29年3月)に設定した目標値である。

④ 再生利用率

再生利用量の推移を図5(次頁)に、再生利用率の推移を図6(次頁)に示します。

- 再生利用率は、平成28年度をピークに年々減少しており、ピーク時から令和2年度までに約2ポイント(年間再生利用量:約4,300t)の減少がありました。
 - ・減少した主な要因は、以下のとおりです。
 - ⇒集団回収量(主に古紙類)が年々減少している。(H28からR2までの間に約4,000t、約29%の減少)
 - ⇒分別収集による生活系の資源物が年々減少している。(H28からR2までの間に約1,600t、約17%の減少)
 - ・一方で、事業系の資源物が増加傾向にある。(H28からR2までの間に約900t、約7%の増加)
- 令和3年度(前期計画目標年度)の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から再生利用率を2ポイント増加させる必要があり、過去の実績推移から推測すると、当初目標値の達成は難しい状況にあります。
- 令和8年度(後期計画目標年度)の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から再生利用率を2ポイント以上(年間平均ベースで約0.4ポイント以上ずつ)増加させる必要があります。

その際には、インターネットの急速な普及やライフスタイルの多様化に伴って、日常生活において紙媒体から電子媒体にシフトする現象が様々な場面で見られるようになっている状況を踏まえ、再生利用量の内訳として大きな割合を占める古紙回収量が今後も引き続き減少していくことを考慮しておく必要があります。
- 本市の再生利用率は、全国平均よりは高水準で推移しています。一方、富山県平均とは平成29年度以降、同程度またはそれ以下で推移していることから、今後一層のごみの資源化に努める必要があります。

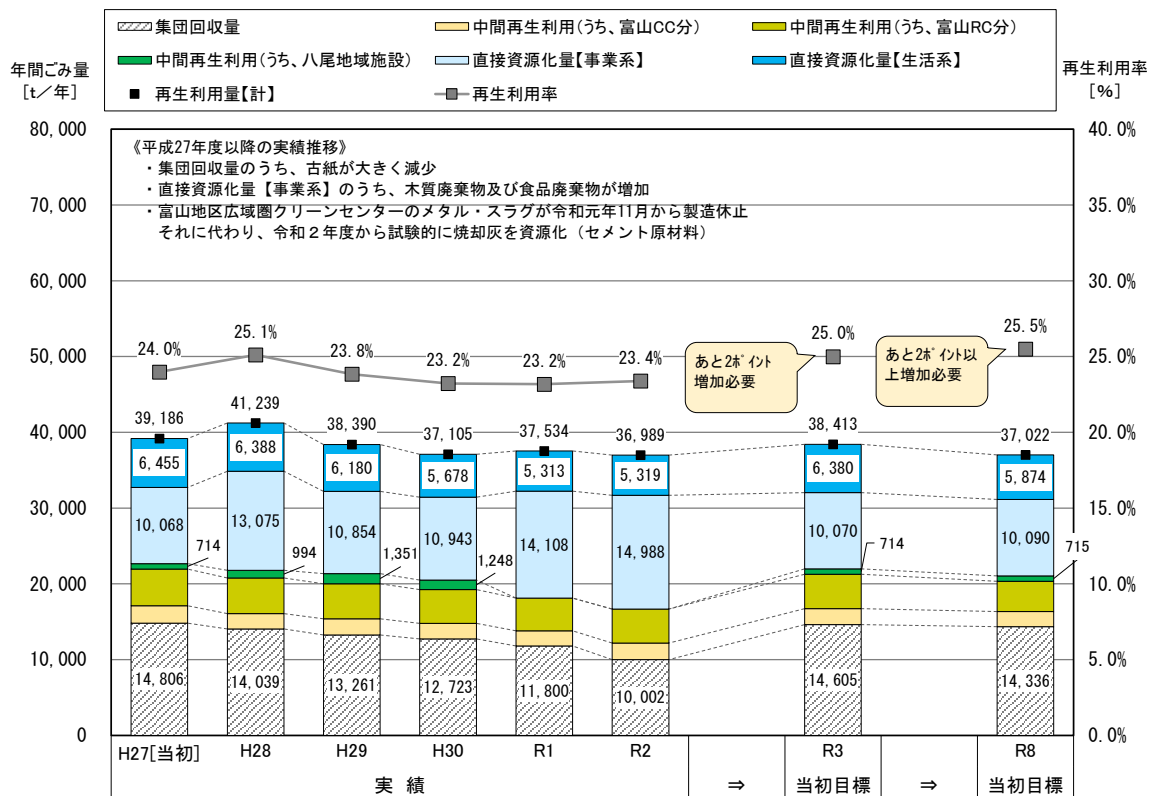
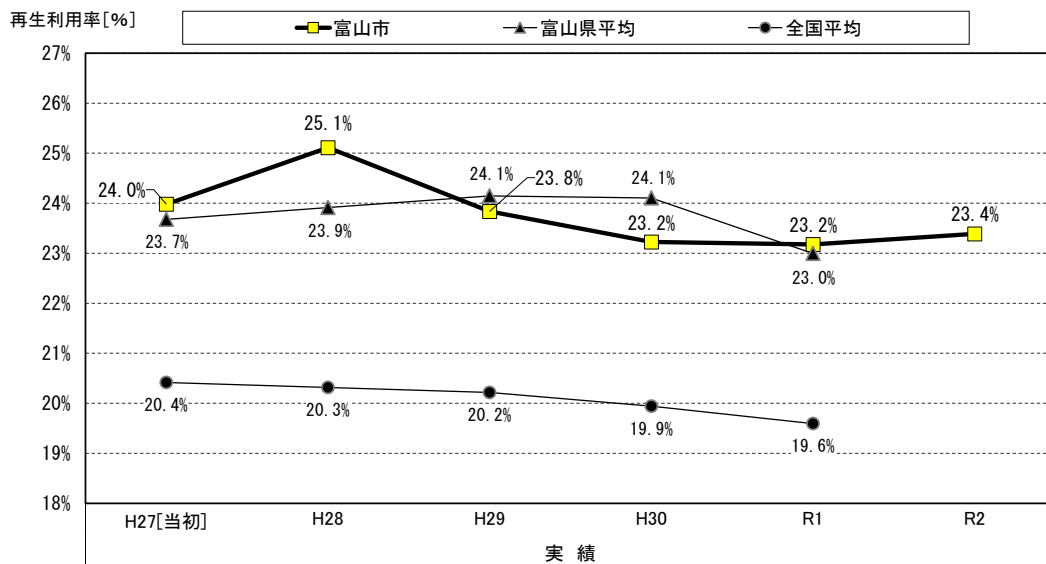


図5. 再生利用量の推移



出典：富山県平均／「富山県の廃棄物 平成29～令和2年度版(平成27～30年度実績)」富山県生活環境文化政策課、令和元年度実績は富山県生活環境文化政策課に対するヒアリング結果
 全国平均／「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27～令和元年度調査結果(平成27～令和元年度実績)」環境省

図6. 再生利用率の推移(全国、富山県、富山市)

注記1)、注記2) は、P.5と同様である。

注記3) 図5にある「富山CC」は富山地区広域圏クリーンセンター、「富山RC」は富山地区広域圏リサイクルセンター、「八尾地域施設」は富山市八尾地域資源活用促進施設の略称である。

注記4) 図5にある「中間再生利用」は、中間処理後の再生利用量の略称である。

⑤ 中間処理量

富山地区広域圏のクリーンセンター（富山CC）やリサイクルセンター（富山RC）で焼却・破碎・選別により中間処理された量〔富山市分〕の推移を図7及び図8（次頁）に示します。平成27年度以降の中間処理量では、焼却処理量が約94%と大部分を占めています。

【焼却処理量】

- コロナ禍の影響が考えられる令和2年度を除いた平成27年度から令和元年度までの1人1日あたりの焼却処理量をみると、平成27年度と令和元年度の総量、生活系、事業系とも変化はほとんどみられないことから、焼却処理量の減量化はほとんど進んでいない状況です。
- 令和3年度（前期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から年間焼却処理量で約5,300 t、1人1日排出量で20gの減量化が必要となり、過去の実績推移から推測すると、当初目標値の達成は難しい状況にあります。
- 令和8年度（後期計画目標年度）の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から年間焼却処理量で約12,200 t（年間平均ベースで約2,000 t以上ずつ）、1人1日排出量で46g（年間平均ベースで約8gずつ）削減する必要があります。

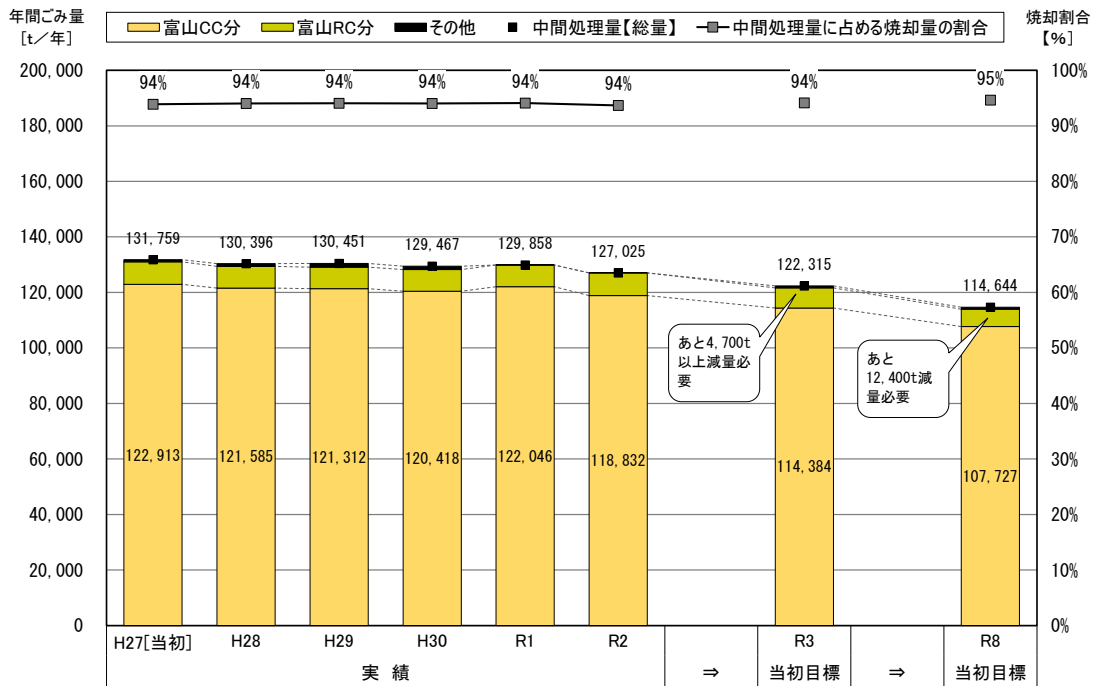


図7. 中間処理量の推移

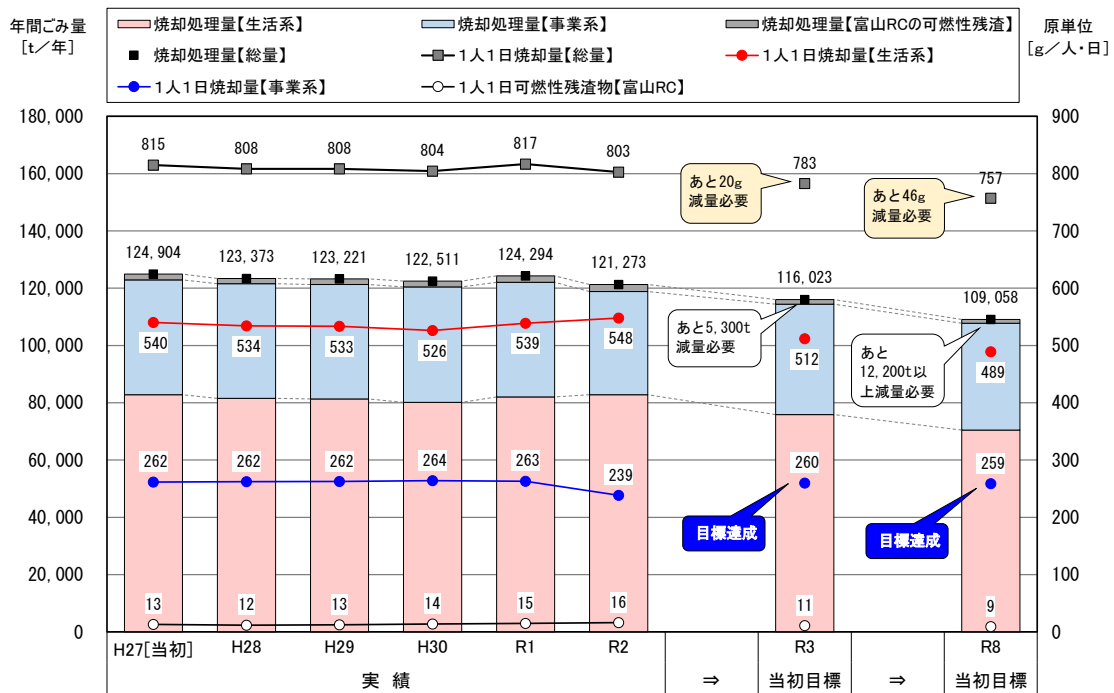


図8. 焼却処理量の推移

注記1)、注記2) は、P.5と同様である。

注記3) は、P.7と同様である。

注記4) 図7の「その他」は、富山市八尾地域資源活用促進施設における中間処理量と小動物の死体の中間処理量の合計値である。

⑥ 最終処分量

最終処分量の推移を図9(次頁)に、1人1日あたりの最終処分量の推移を図10(次頁)に示します。

- 最終処分量は、平成27年度を底値として増加傾向にあります。
 - ・増加した主な要因は、以下のとおりです。
 - ⇒最終処分量の85%以上を占める焼却灰(富山地区広域圏クリーンセンター中間処理後最終処分量)が、平成29年度以降増加している。
 - ⇒焼却灰を削減するには、家庭や事業所から排出される燃やせるごみ量を減少させる必要があるが、前述(P.8,9)したとおり、平成27年度以降の焼却処理量は約120,000tで推移しており、削減が進んでいない状況である。
 - ⇒富山地区広域圏クリーンセンターでは、焼却灰の一部を熔融スラグ化し骨材や路盤材等として再利用していたが、平成29年度以降は、熔融炉の故障等の原因により稼働日数が減ったことから、最終処分される焼却灰が増加している。
 - ⇒令和元年11月にスラグ製造を休止してからは、セメント原材料等による資源化を試験的に進めている。令和2年度は、灰資源化のために転用した灰の量が少なかったことから、最終処分される焼却灰は更に増加している。
 - ⇒平成30年度以降、側溝汚泥の処理体制を資源化から最終処分に移行したことで、直接最終処分量が増加している。

- 令和3年度(前期計画目標年度)の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から最終処分率を約2ポイント、最終処分量を約3,700t削減させる必要があり、過去の実績推移から推測すると、当初目標値の達成は難しい状況にあります。

- 令和8年度(後期計画目標年度)の当初目標値を達成するには、令和2年度実績比から最終処分率を2ポイント(年間平均ベースで約0.3ポイント以上ずつ)、最終処分量を約4,500t(年間平均ベースで750tずつ)削減させる必要があります。

- 本市の1人1日最終処分量は、平成27年度は富山県平均や全国平均を下回っていましたが、平成28年度以降は全国平均を、平成29年度以降は富山県平均と同程度又は上回っていることから、今後一層のごみの減量化・資源化に努める必要があります。

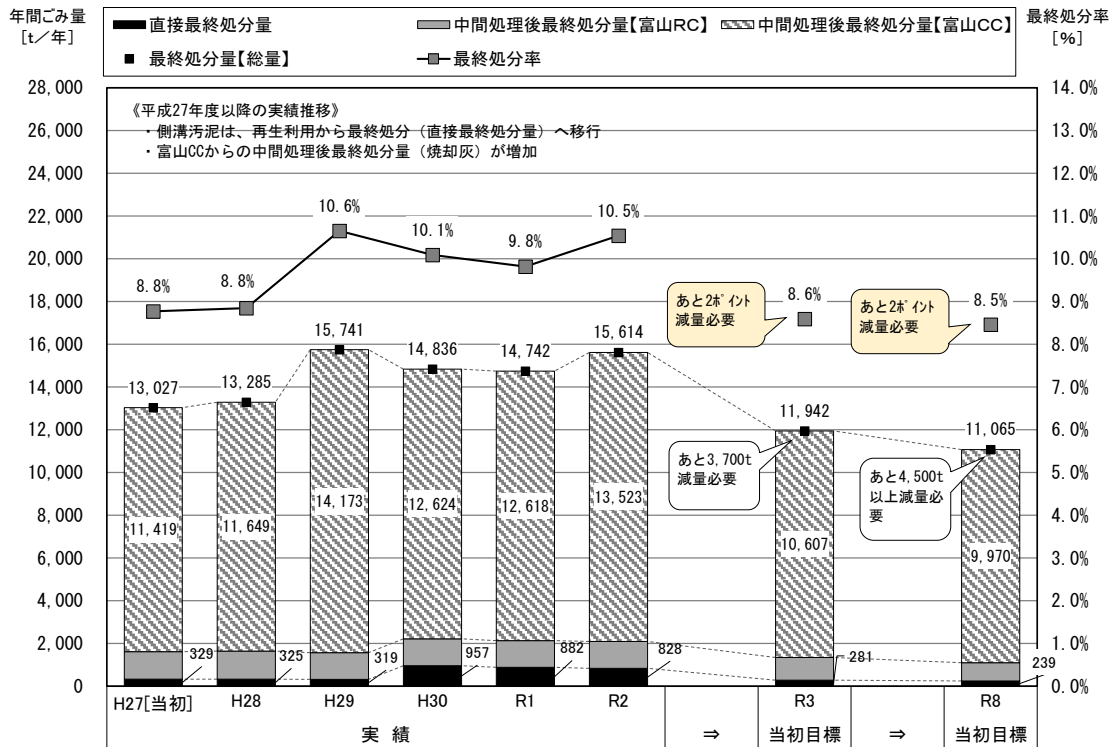
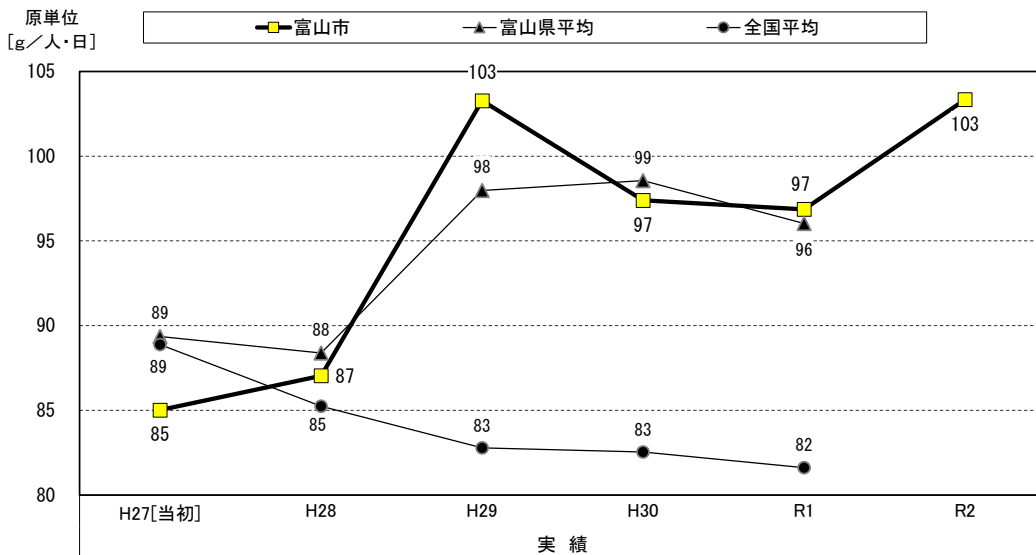


図9. 最終処分量の推移



出典：富山県平均／「富山県の廃棄物 平成29～令和2年度版(平成27～30年度実績)」富山県生活環境文化局環境政策課、令和元年度実績は富山県生活環境文化局環境政策課に対するヒアリング結果
 全国平均／「一般廃棄物処理実態調査結果 平成27～令和元年度調査結果(平成27～令和元年度実績)」環境省

図10. 1人1日あたりの最終処分量の推移(全国、富山県、富山市)

注記1)、注記2) は、P.5と同様である。

(2) ごみの組成(生活系ごみ細組成調査の概要)

本計画の策定に際し、ごみ処理の現状と課題をごみの組成面から明らかにし、今後のごみの減量化・資源化施策の基礎資料とするため、各家庭から排出される燃やせるごみと燃やせないごみの組成調査を行いました。

① 調査概要

- ・燃やせるごみは、集荷したサンプルごみ(約310kg)を約100kgになるまで縮分した上で、50品目に分類し、品目毎に計量・内容物の写真撮影を行いました。
- ・燃やせないごみは、集荷したサンプルごみ(ごみ集積場5箇所分)の全量を50品目に分類し、品目毎に計量・内容物の写真撮影を行いました。

② 燃やせるごみの排出割合

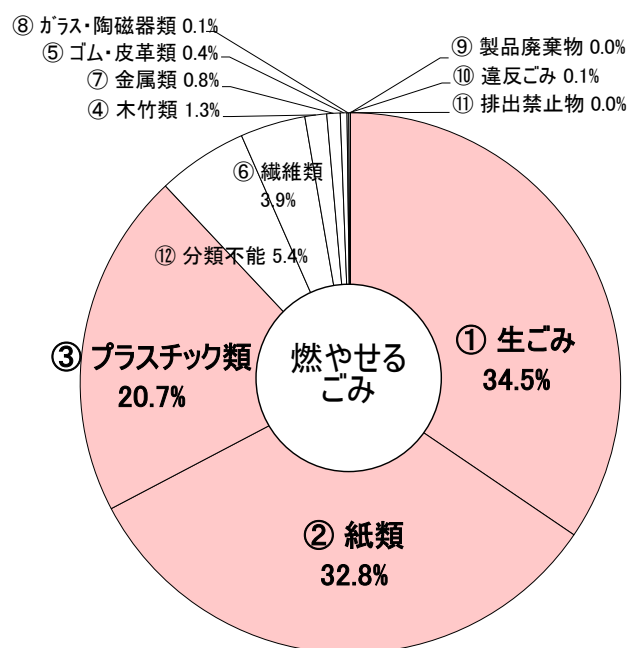
燃やせるごみの排出割合(大分類)を図11に示します。

構成割合の経年推移をみると、前回調査(平成28年調査)では紙類・生ごみ・プラスチック類の順に多かったのに対し、今回調査(令和3年調査)では生ごみ・紙類・プラスチック類の順に多くなっていました。

また、全体に占める最多3品目の割合は、前回調査が約85%、今回調査が88%となり、今回調査の方が3ポイント多くなっていました。大分類(12分類)の構成割合では、生ごみは前回調査から変化はみられませんが、紙類や繊維(布)類は減少する一方、廃プラスチック類は増加していました。

構成割合が最も高かった生ごみには、食品ロス(手付かず食品・食べ残し)が約17%含まれています。燃やせるごみの中には、ごみの減量化が期待できる品目(減量化品目)や既資源化品目*が全体の約39%の割合で混入していました。

*既資源化品目は、既に分別排出で資源化している品目を示す。



注記 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図11. 燃やせるごみの排出割合(大分類)

大分類	構成割合		参考
	R3 今回 調査	H28 前回 調査	H28→R3 [ポイント]
①生ごみ	34.5% (1位)	34.5% (2位)	0.0
②紙類	32.8% (2位)	35.5% (1位)	-2.7
③プラスチック類	20.7% (3位)	15.1% (3位)	5.6
④木竹類	1.3%	2.4%	-1.1
⑤ゴム・皮革類	0.4%	0.3%	0.1
⑥繊維類	3.9%	7.8%	-3.9
⑦金属類	0.8%	0.5%	0.3
⑧ガラス・陶磁器類	0.1%	0.2%	-0.1
⑨製品廃棄物	0.0%	0.0%	0.0
⑩違反ごみ	0.1%	0.0%	0.1
⑪排出禁止物	0.0%	0.0%	0.0
⑫分類不能	5.4%	3.6%	1.8
計	100.0%	100.0%	—
上位3品目の計	88.0%	85.1%	2.9%

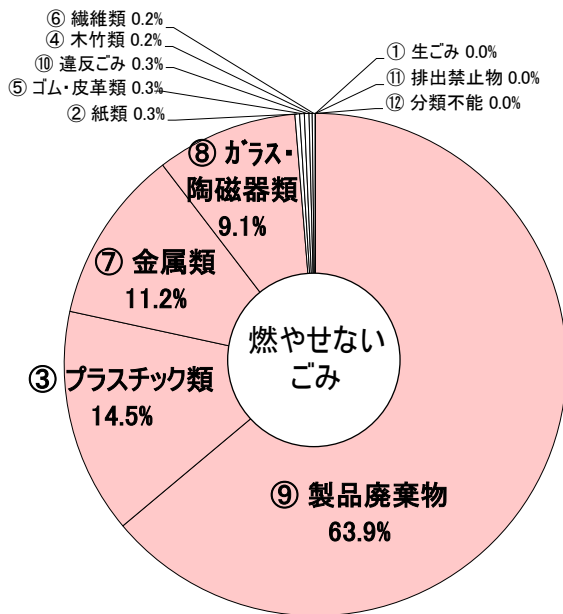
③ 燃やせないごみの排出割合

燃やせないごみの排出割合(大分類)を図12に示します。

構成割合の経年推移をみると、前回調査では金属類・製品廃棄物・ガラス陶磁器類・プラスチック類の順に多かったのに対し、今回調査では製品廃棄物・プラスチック類・金属類・ガラス陶磁器類の順に多くなっていました。

また、全体に占める最多4品目の割合は、前回調査が約94%、今回調査が99%となり、今回調査の方が5ポイント多くなっていました。大分類(12分類)の構成割合では、金属類やガラス陶磁器類が大幅に減少する一方、製品廃棄物は大幅に増加していました。

構成割合が最も高かった製品廃棄物には、小型廃家電が約30%混入されています。燃やせないごみの中には既資源化品目が全体の約27%の割合で混入していました。



注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

図12. 燃やせないごみの排出割合(大分類)

大分類	構成割合		参考
	R3 今回 調査	H28 前回 調査	H28→R3 [ポイント]
①生ごみ	0.0%	0.3%	-0.3
②紙類	0.3%	0.6%	-0.3
③プラスチック類	14.5% (2位)	11.7% (4位)	2.8
④木竹類	0.2%	2.1%	-1.9
⑤ゴム・皮革類	0.3%	0.5%	-0.2
⑥繊維類	0.2%	0.4%	-0.2
⑦金属類	11.2% (3位)	30.1% (1位)	-18.9
⑧ガラス・陶磁器類	9.1% (4位)	24.9% (3位)	-15.8
⑨製品廃棄物	63.9% (1位)	27.5% (2位)	36.4
⑩違反ごみ	0.3%	1.1%	-0.8
⑪排出禁止物	0.0%	0.7%	-0.7
⑫分類不能	0.0%	0.0%	0.0
計	100.0%	100.0%	—
上位4品目の計	98.7%	94.2%	4.5

④ 品目別の減量化・資源化の進捗状況

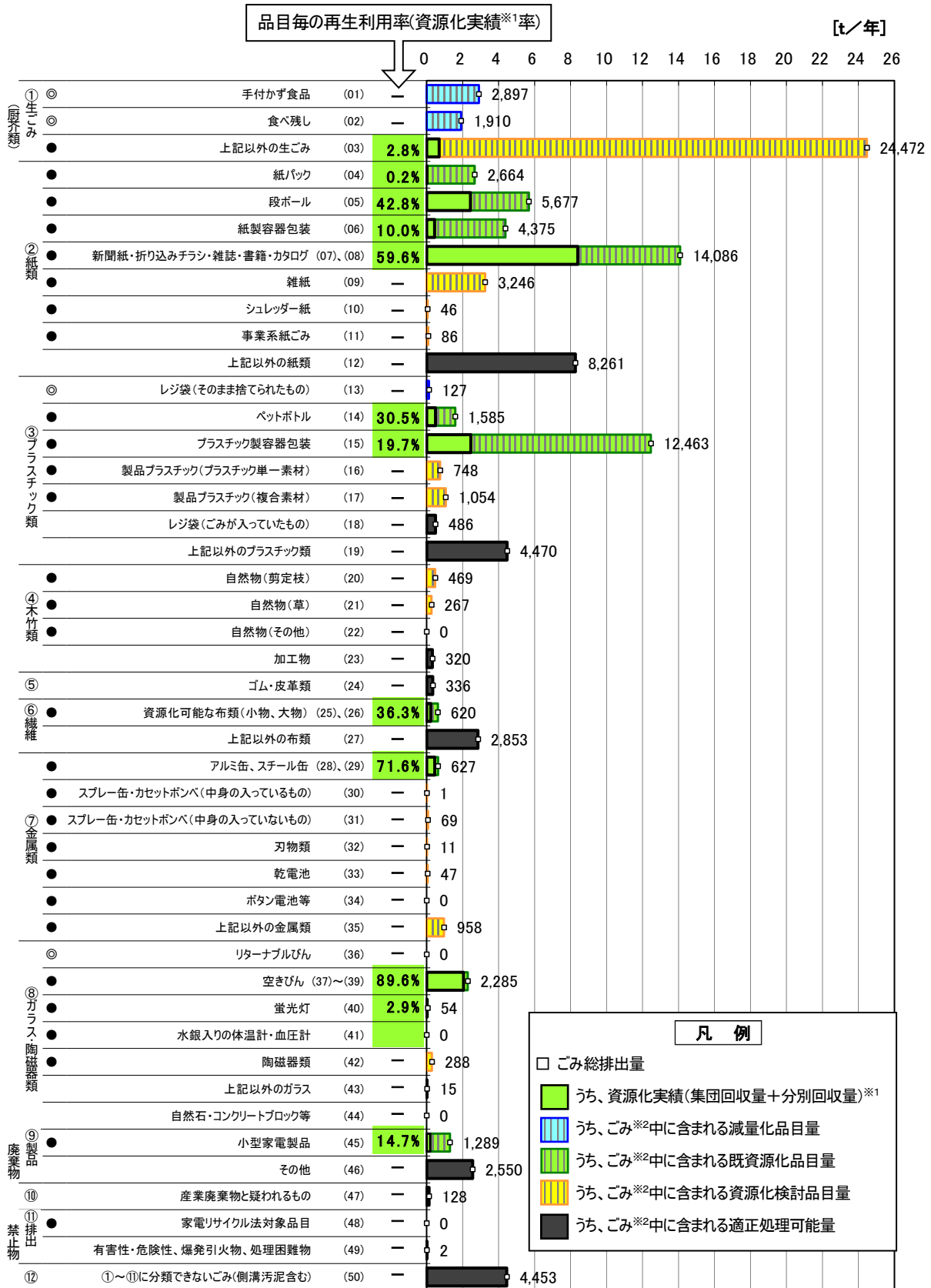
品目別の減量化・資源化の進捗状況を図13(次頁)に示します。

減量化品目では、生ごみの手つかず食品や食べ残しの年間排出量が比較的多くなっています。

品目毎の再生利用率(資源化実績*率)が最も高い品目は「空きびん」の約90%であり、次いで「アルミ缶、スチール缶」の約72%、「新聞紙・折り込みチラシ・雑誌・書籍・カタログ」の約60%となっています。

*集団回収量+分別回収量(収集量+拠点回収量)

■ごみ処理基本計画(食品ロス削減推進計画を含む)



※1 集団回収量+分別回収量(収集量+拠点回収量)

※2 現在、燃やせるごみや燃やせないごみとして捨てられているもの。

注記1) 現在一部の地区〔13地区〕で生ごみを資源化しているが、市内全域で行っていないため、(03)上記以外の生ごみを^{|||||}扱いとしました。

注記2) 上表の合計値は、令和2年度の生活系ごみ排出量106,295t/年〔=集団回収量10,002t+資源物量(行政回収)7,801t+燃やせるごみ量82,786t+燃やせないごみ量5,706t〕(直接埋立ごみ・小動物死体を除く)と一致している。

図13. 品目別の減量化・資源化の進捗状況 [令和2年度実績]

(3) 課題の整理

本市のごみ処理の現況を踏まえた上で、ごみ処理に係る課題を以下に示します。

表 2 (1). 課題の整理

区 分	主 な 課 題
ごみの減量化・資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度(第2次計画策定当時の基準年度)から令和2年度までの経年推移をみると、1人1日ごみ排出量の減量化は緩やかに進んでいるものの、全国平均や富山県平均よりも多いことから、今後も引き続きごみの減量化が必要になります。 ・生活系ごみ細組成調査結果より、1人1日あたりの食品ロス量は、平成27年度では35gに対し、令和2年度では32gと微減していました。今後も食品ロスの削減を推進するため、市広報や啓発活動に積極的に取り組む必要があります。また、食品ロスの削減に効果的な取り組み事例について、市民や事業者に分かりやすく周知する必要があります。 ・1人1日集団回収量は、令和2年度に66gとなり、平成27年度(97g)から約32%減少しました。特に落ち込みが激しい品目は、総量の約95%を占める古紙類でした。集団回収量や報奨金交付団体数、実施回数が年々減少傾向にあることから、周知・啓発に努めるとともに、関係団体等に広く協力を呼びかけていく必要があります。 ・1人1日生活系ごみ量は、令和2年度に643gとなり、平成27年度(638g)から微増しています。その内訳をみると、資源物の分別収集(排出)量は年々減少していく一方で、燃やせるごみや燃やせないごみは増加傾向にあります。 このことから、生活系ごみの分別排出を促進し、資源物の分別収集(排出)量の底上げを行うとともに、燃やせるごみや燃やせないごみを更に減量化する大胆な施策を進めていく必要があります。 ・事業系燃やせるごみ量は、平成27年度以降、横ばいで推移していることから、ごみ量の削減につながる減量施策を講じていく必要があります。(令和2年度には減少に転じていますが、コロナ禍の影響を受けていると考えられます。)

表 2 (2). 課題の整理

区 分	主 な 課 題
<p>収集・運搬 中間処理 最終処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の焼却処理量は、コロナ渦の影響が考えられる令和2年度を除く平成27年度以降はほとんど削減が進んでおらず、ごみの減量化を今後も一層進めていく必要があります。 ・生活系ごみ細組成調査結果より、生活系の燃やせるごみには、減量化が可能な食品ロス(手つかず食品や食べ残し)の他、資源化が可能な容器包装廃棄物や古紙類、廃プラスチック類、衣類が相当程度混入していたことから、市民に対して引き続きごみの発生抑制とごみの分別排出による資源化の協力を求める必要があります。 ・事業系の燃やせるごみには、減量化が可能な食品ロスや資源化が可能な古紙類等の混入も考えられることから、排出事業者に対し、適正排出に対する協力を今後も求めていく必要があります。 ・市内の一部地区(13地区)で分別収集した生ごみや事業系食品廃棄物は、民間処理施設で資源化(堆肥化やメタンガスによる発電)してきましたが、当該施設が令和3年度をもって縮小することを受け、今後は、新たな減量化の取組みを検討していく必要があります。 ・最終処分量の削減のため、富山地区広域圏事務組合に対して、焼却灰の再資源化ルートの確保や中間処理施設からの処理残渣物の有効活用を引き続き、求めていく必要があります。
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最近国内で頻発する自然災害(地震や水害等)に備えるため、市が策定した「富山市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に発生する災害廃棄物の処理を適切かつ迅速に行える体制を整備していく必要があります。 ・平常時から県や県内市町・一部事務組合、民間処理業者等と連携し、被災時の廃棄物処理体制を構築しておく必要があります。

5. ごみ処理基本計画

(1) 基本理念

基本理念は、現行計画を踏襲し、次のとおり定めます。

なお、基本理念にある「脱埋立都市」は、持続可能な循環型社会*が実現した際の究極的な都市像になることから、第1次計画の基本理念を継承して用いることとします。

*持続可能な社会とは、「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民1人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されています。

なお、「循環型社会」とは、[1]廃棄物等の発生抑制、[2]循環資源の循環的な利用及び[3]適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

『 脱埋立都市とやま 』 に向けての挑戦

— 私たち1人ひとりが主役の循環型まちづくり —

(2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、循環型社会形成推進基本法に定められている廃棄物処理の優先順位に基づいて、まずは「可能な限りのごみの発生抑制（リデュース）」や「不要になった製品等の再使用（リユース）」を優先的に進めます。次いで、資源物の再生利用（リサイクル）」を進めることで、ごみの減量化・資源化（^{スリーアール}3R）に取り組みます。

なお、これらの取組みを持続的に発展させていくための基盤（協働体制やしぐみ）づくりも合わせて行います。

以上の考えを踏まえ、本計画における基本方針を、次のとおり定めます。

基本方針1

ツアール
2 R の推進

— 発生抑制・再使用 —

基本方針2

多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 — 分別・再生利用 —

基本方針3

環境にやさしい安全な適正処理の推進

— 適正処理 —

基本方針4

持続可能な循環型社会の実現に向けた仕組みづくり — 協働体制・しぐみ —

なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P.20~24)に示しています。

(3) 数値目標・モニター指標の設定

① 目標年度及び基準年度について

本計画の目標年度を令和8年度に設定します。

なお、基準年度は、平成27年度から令和2年度に見直します。

② 数値目標の設定

本市のごみ処理の現況や課題を踏まえ、本計画の目標を以下のとおり定めます。

数 値 目 標		実 績		目 標	
		平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度	令和8年度
		実績	基準年度	当初目標	最終目標
減 量 化 目 標	一般廃棄物の 年間排出量	163,417 t	158,162 t 100として	(153,700t)	145,200 t 92以下
資 源 化 目 標	再生利用率	24.0 %	23.4 %	(25%以上)	26%以上
埋 立 量 の 削 減 目 標	年 間 最終処分量	13,027 t	15,614 t 100として	(11,950t以下)	11,065t以下 70

注(2) 令和3年度の(括弧値)は当初目標値〔第2次計画策定当時(平成29年3月)に設定した目標値〕を示す。

項 目	設定根拠	基本方針との関連性
減 量 化 目 標	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の年間排出量(資源集団回収を含む)は、H27比でR2までに約3%減量できた。 これまでの減量化施策の更なる徹底と今後の導入を検討している「家庭ごみの有料化」等により、本計画の目標年度であるR8には1人1日ごみ排出量(資源集団回収・事業系ごみ含む)として約6%の減量化[R2基準]を、年間ごみ排出量として約8%の減量化を目指す。 	基本方針1の達成状況を把握するための目標
資 源 化 目 標	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用量は、生活系資源化量(集団回収量や分別回収量)が減少し、当初目標値を下回ったことで、R2の再生利用率は23%と、1ポイントの減少[H27比]となった。 今後の導入を検討しているプラスチック類一括回収によるごみの資源化を推進することで、R8には当初目標値程度の再生利用率26%以上を目指す。 	基本方針2の達成状況を把握するための目標
埋 立 量 の 削 減 目 標	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみの焼却処理に伴い発生する焼却灰が増大したことで、R2の年間最終処分量が約20%増量[H27比]した。 上記施策の導入に伴うごみの減量化やごみの分別排出による資源化を推進することで、R8には当初目標値程度の年間最終処分量11,065 t 以下を目指す。 	基本方針1～3の達成状況を把握するための目標

なお、前頁に掲げた目標の達成状況を確認するためのモニター指標を次のとおり定めます。

モニター指標			単位	実績		目標	
				平成27年度 (当初の最終実績年度)	令和2年度 (最終実績年度)	令和3年度	令和8年度
				実績	基準年度	当初目標	最終目標
① 生活系	①-1	市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量 (資源物を含まない。)	g/人・日	575	591	(541)	514
	①-2	市民1人1日あたりの生活系ごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	734	709	(704)	674
	①-3	市民1人1日あたりの生活系食品ロス量 ^{*1}	g/人・日	35 (推計)	32 (推計)	—	28
	①-4	市民1人1日あたり生活系焼却処理量	g/人・日	540	548	(512)	489
	①-5	生活系ごみ年間焼却処理量	t/年	82,803	82,786	—	80,000
	①-6	生活系資源物の再生利用率 (資源集団回収を含む。)	%	24.6	19.9	(25.8)	26.3
	①-7	3R推進スクールの実施率	%	31	31	(35)	50
② 事業系	②-1	事業系ごみ年間排出量	t/年	50,891	51,034	(49,299)	48,084
	②-2	事業系ごみ年間焼却処理量	t/年	40,110	36,046 ^{*3}	(38,516)	37,279
	②-3	事業系資源物の再生利用率 ^{*2}	%	22.6	30.6 ^{*3}	(23.3)	23.9
③ 全体	③-1	市民1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	85	103	(81)	77

^{*1}H28、R3年度に実施した生活系ごみの細組成調査結果(重量比)に、各前年度であるH27、R2年度の燃やせるごみ排出量実績を乗じて算出している。

^{*2}富山地区広域圏クリーンセンターの焼却施設から排出される焼却灰の再生利用量(スラグ・メタル、セメント原材料)を含む。

^{*3}令和2年度の事業系の年間焼却処理量及び再生利用率の実績は、令和8年度の最終目標値を達成しているが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられることから、令和8年度の最終目標値は当初目標値から変更しないこととした。

^{注2)}令和3年度の(括弧値)は当初目標値〔第2次計画策定当時(平成29年3月)に設定した目標値〕を示す。

(4) 基本方針に基づく施策の展開

○：継続施策、●：拡大・新規施策、【重】：重点施策

基本方針	施策の方向	主 な 施 策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">【発生抑制・再使用】 2Rの推進</p>	<p>1-① ごみの発生抑制 (リデュース)の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭ごみの有料化の導入【重】 ○ごみを出さない生活スタイルに係る情報提供・普及啓発 ●生ごみ削減運動の普及啓発【重】 ●生ごみの自家処理促進のための支援 ○小売店への容器包装ごみやワンウェイプラスチック削減の働きかけ ○多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施 ●事業系ごみの自主的な減量取組み事例の紹介 ●中小事業所に対する2Rの重点的な啓発
	<p>1-② 食品ロスの削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭での食品ロスの削減 ○飲食店等と連携した外食時の食品ロスの削減 ○食品ロスの削減意識の高揚に向けた普及啓発
	<p>1-③ 再使用(リユース) の 促 進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○リユースの普及啓発 ●リユースの推進 ○各種リユース事業の紹介 ●リターナブルびんの利用促進に向けた普及啓発
	<p>1-④ 2R推進に向けた 基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小事業者に対する自己処理責任の徹底 ○法整備による拡大生産者責任の徹底 ○2R促進に向けての経済的支援
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】</p>	<p>2-① 市民による 分別排出の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○一般市民に対する周知・啓発 ●対象者に合わせたきめ細かい集中的な周知・啓発 ●IT媒体を活用した情報の提供【重】 ○「パッカーくん」を活用した3R運動の推進 ○共同住宅管理会社との連携強化 ○地域協力者との連携強化 ○分別排出に係る指導体制の強化 ○店頭回収による資源物回収の推進 ○集団回収活動推進事業による資源物回収の推進 ●資源物ステーション運営事業による資源物回収の推進 ○資源物持ち去り行為への対応 ○違反ごみ等への対応
	<p>2-② 事業者による 分別排出の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○多量排出事業所に対する減量計画書の提出・訪問指導の実施(再掲) ○中小事業者に対する自己処理責任の徹底(再掲) ○排出事業者への働きかけ

○：継続施策、●：拡大・新規施策、**【重】**：重点施策

基本方針	施策の方向	主 な 施 策
<p>多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進</p> <p>【分別・再生利用】 続き</p>	<p>2-③ 資源物の品目別循環的利用の推進</p>	<p>○処理施設への搬入時の指導を通じた分別排出の促進</p> <p>●プラスチック類のリサイクルの推進【重】</p> <p>○古紙類のリサイクルの推進</p> <p>○衣類のリサイクルの推進</p> <p>●生ごみ・食品廃棄物のリサイクルの検討</p> <p>○使用済み小型家電・パソコンのリサイクルの推進</p> <p>○剪定枝や刈草、木くずのリサイクルの推進</p> <p>○廃食用油のリサイクルの推進</p> <p>○使用済み水銀使用製品のリサイクルの推進</p> <p>●使用済み紙おむつリサイクルの調査・研究</p> <p>●資源化困難物のリサイクルに向けた調査・研究</p>
	<p>2-④ 資源循環ビジネスへの支援</p>	<p>○民間施設の活用と施設整備の際の経済的な支援</p> <p>○再生品の利用拡大</p> <p>○資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供</p>
<p>環境にやさしい安全な適正処理の推進</p> <p>【適正処理】</p>	<p>3-① 適正な収集運搬体制の維持</p>	<p>○効率的な収集・運搬体制の整備</p> <p>○市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備</p> <p>○環境にやさしい収集車両の導入</p>
	<p>3-② 適正な処理体制の維持</p>	<p>○施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減</p> <p>●中間処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究</p> <p>○長期的かつ安定的な最終処分場の確保</p> <p>○排出禁止物に対する啓発・指導の徹底</p>
	<p>3-③ 災害廃棄物への対応</p>	<p>●「富山市災害廃棄物処理計画」に基づく処理体制の整備</p>
<p>持続可能な循環型社会の実現に向けた仕組みづくり</p> <p>【協働体制・しくみ】</p>	<p>4-① 協働を促進するための情報共有</p>	<p>●市民に向けた情報発信 【重】</p> <p>●事業者に向けた情報発信 【重】</p>
	<p>4-② 環境教育・環境学習の機会提供</p>	<p>○こどもへの環境教育の推進</p> <p>○市民への環境学習の推進</p> <p>○3Rの専門職員の育成</p>
	<p>4-③ 美しく清潔なまちづくりの推進</p>	<p>○市民による美化活動への支援</p> <p>○不法投棄・不適正処理への対応</p>
	<p>4-④ 連携・協働の促進</p>	<p>●市民や事業者からの3Rに関する発案の促進</p> <p>●各種市民団体や自治会等との連携</p> <p>○国・県・広域圏・県内市町村・警察との連携</p>

生活排水処理基本計画

6. 生活排水処理の現状

(1) 施設整備率

全国・富山県・本市における施設整備率(汚水処理人口普及率[※])を表3に示します。

令和2年度における本市の施設整備率は99.7%となり、県の97.4%、国の92.1%と比較すると、施設整備率は高い状況となっています。

[※]総人口に対し、いずれかの生活排水処理施設が利用可能な人口の割合をいう。

表3. 全国・富山県・本市における施設整備率(汚水処理人口普及率) [令和2年度末、単位：万人]

区分	施設整備率	総人口	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下水道	集落排水施設	コミュニティ・プラント	合併処理浄化槽
全国	92.1%	12,631	11,637	10,123	321	19	1,175
富山県	97.4%	104.4	101.7	90.2	8.5	0.1	2.9
富山市	99.7%	41.4 (413,938人)	41.3 (412,573人)	38.6 (385,759人)	1.7 (17,261人)	0.3 (2,910人)	0.7 (6,643人)

注記1) 施設整備率は、以下の式により計算される。

$$\text{施設整備率} = \frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区域内人口）}}$$

注記2) 国と県の値は、「令和2年度末の汚水処理人口普及状況について 令和3年8月31日 農林水産省・環境省」の抜粋値(住民基本台帳)

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値(国勢調査)

注記4) 抜粋値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

7. 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念

本市が今後5年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

**「人と自然にやさしい」 快適な生活環境づくり
・ 良好な水環境づくりをめざして**

(2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針1

生活排水処理区域の拡大

整備地域の特性を勘案し、経済性や効率性を踏まえた生活排水処理施設の整備を計画的に進めます。また、施設整備完了地域における早期水洗化を促進させるため、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めます。

基本方針2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、定期的に啓発・指導を行います。

基本方針3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少しつづけることが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

基本方針4

し尿処理施設の適正な運営管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、「つばき園」と「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

今後もし尿・浄化槽汚泥処理を効率的かつ適正に行うため、処理量や性状に見合った施設能力の維持と適正な運転を行います。また、処理に伴って発生する乾燥汚泥は、今後も引き続きリサイクルする等して、埋立量の削減に努めます。

(3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体を表4に示します。

表4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [平成28年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	富山市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	富山市
コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	富山市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
浄化槽汚泥処理施設(つばき園)		浄化槽汚泥 ^{※1}	富山市
し尿処理施設 (富山地区広域圏衛生センター[し尿処理棟、汚泥処理棟])		し尿及び浄化槽汚泥 ^{※2}	富山地区広域圏 事務組合

※1 富山地域の農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び一部下水道終末処理場(倉垣浄水園)の処理汚泥を含む。

※2 富山地域以外の農業集落排水施設の処理汚泥を含む。

(4) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系図を図14に示します。

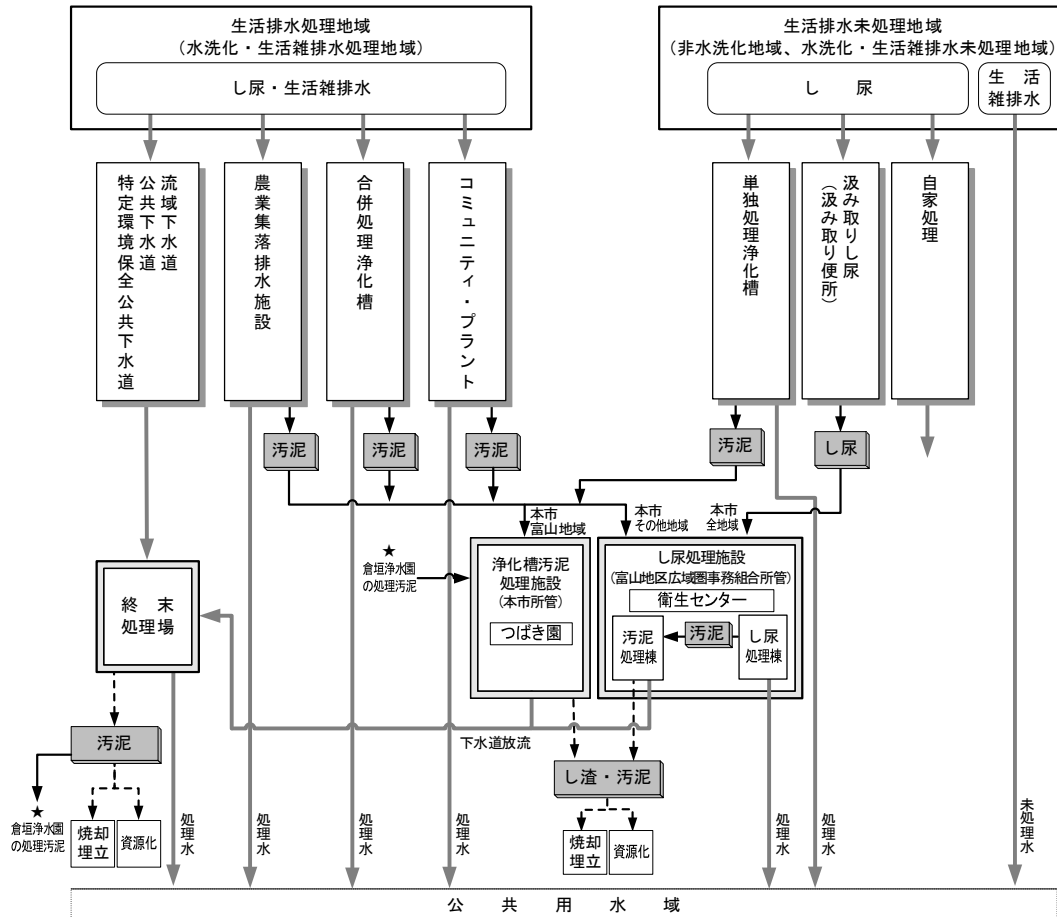


図14. 生活排水の処理体系図

(5) 生活排水の処理計画

① 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標(数値目標)を表5に掲げます。

表5. 目標年度における計画目標(数値目標)

計 画 目 標	令和2年度 (実績)	令和8年度 (後期目標年度)
施設整備率(汚水処理人口普及率)	99.7%	99.8%
水洗化・生活雑排水処理率	96.5%	98.2%

② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表6に示すとおりです。

表6. 目標年度における生活排水処理形態別人口

本市全地域【国勢調査】			単位	実 績 令和2年度	[後期目標年度] 令和8年度	
(A) 行政区域内人口(国勢調査)			人	413,938	405,028	
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	385,759	377,825	
		農業集落排水施設		17,261	17,020	
		コミュニティ・プラント		2,910	2,839	
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	6,643	6,620	
		(B) 水洗化・生活雑排水処理人口 計			412,573	404,304
		施設整備率 (B) / (A)		%	99.7%	99.8%
計画処理区域内人口 計			人	413,938	405,028	
計画処理区域外人口 計				0	0	
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの	2,910	0
			上記以外のもの	368,498	371,205	
			小 計	371,408	371,205	
		農業集落排水施設	処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの	12,334	12,295	
			上記以外のもの	3,200	3,426	
			小 計	15,534	15,721	
		コミュニティ・プラント	処理汚泥をし尿処理施設で処理するもの	2,910	710	
			上記以外のもの	0	2,129	
			小 計	2,910	2,839	
		合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外	6,643	6,620	
			下水道の処理開始公示済み区域内	1,799	684	
			小 計	8,442	7,304	
		(C) 水洗化・生活雑排水処理人口 計			398,294	397,069
		水洗化・生活雑排水処理率 (C) / (B)		%	96.5%	98.2%
		行政区域内人口に占める水洗化・生活雑排水処理人口の割合 (C) / (A)			96.2%	98.0%
水洗化・生活雑排水未処理人口 [単独処理浄化槽]			人	12,445	6,763	
非水洗化人口 [汲み取り便所]				3,199	1,196	
				0	0	
計画処理区域内人口 計				413,938	405,028	
計画処理区域外人口 計				0	0	
し尿処理施設 計画収集人口			人	42,240	28,268	
し 尿			汲み取り便所	3,199	1,196	
浄化槽汚泥			合併・単独処理浄化槽、コミュニティ・プラント、農業集落排水施設(一部地域)	39,041	27,072	

注記) 上記の人口は、富山市資料を国勢調査に基づく人口に換算したものであり、住民基本台帳に基づく人口と一致しない。

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込みを表7に示します。

下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。

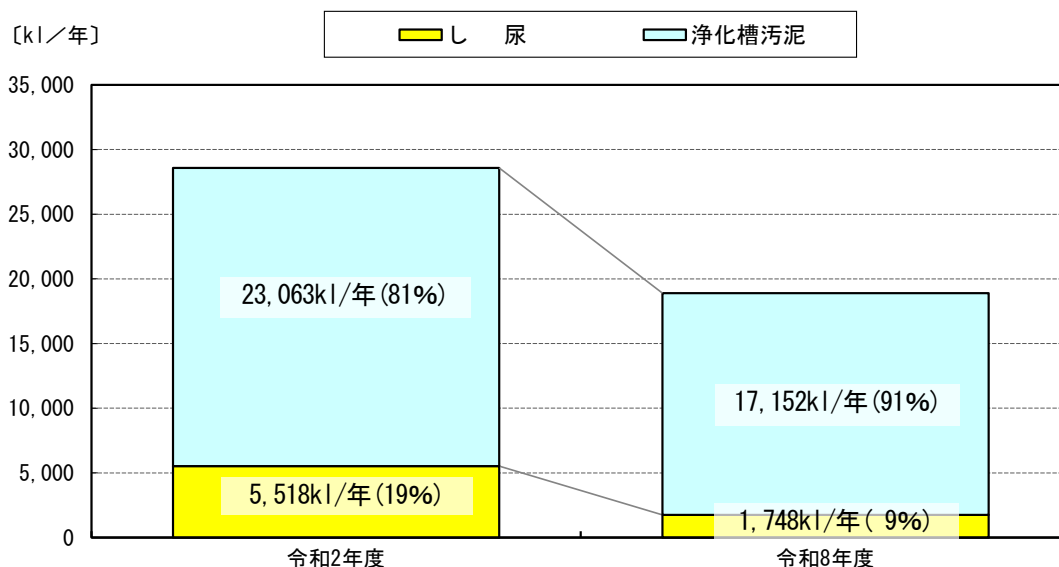
年間発生量は令和2年度の28,581k1/年から、令和8年度には18,900k1/年に減少(34%減少[令和2年度比])する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、令和8年度に51.8k1/日となる見込みです。

表7. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区分	単位	実績		後期目標年度		
		令和2年度		令和8年度		
			浄化槽汚泥混入割合		浄化槽汚泥混入割合	
計画年間処理量	し尿	k1/年	5,518	81%	1,748	91%
	浄化槽汚泥	k1/年	23,063		17,152	
	計画年間処理量 計	k1/年	28,581		18,900	
		%	100%	73%		
計画日平均処理量	し尿	k1/日	15.1	81%	4.8	91%
	浄化槽汚泥	k1/日	63.2		47.0	
	計画年間処理量 計	k1/日	78.3		51.8	

注記) 表記の際に四捨五入を行ったため、合計値があわない場合がある。



1. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。

総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合を表8に示します。

令和2年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は81%となっていますが、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、さらに増加傾向となることが見込まれます。

表8. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	令和2年度	令和8年度
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	81%	91%

② 排出抑制計画・資源化計画

ア. 排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽の清掃汚水を過剰に汲み取らないよう指導を行います。

また、大規模合併処理浄化槽や農業集落排水施設等については、関係部署と連携し、汚泥脱水設備の設置や汚泥濃縮移動車両の導入等を検討していきます。

イ. 資源化計画

し尿処理施設から発生する乾燥汚泥は、現在、富山地区広域圏衛生センターにおいて脱水・乾燥後、堆肥化による農地還元が行われています。今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまでどおり、本市全地域とします。

また、収集・運搬体制は、当面の間、現行体制で対応していきますが、今後も収集世帯数の減少が見込まれることから、し尿・浄化槽汚泥収集量の月変動を可能な限り抑制することや市民サービスの低下を招かないことに配慮しつつ、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

④ 処理計画

現在、し尿の全量は「富山地区広域圏衛生センター」で、浄化槽汚泥は「富山市つばき園」及び「富山地区広域圏衛生センター」で処理しています。

今後も引き続き、富山市つばき園と富山地区広域圏衛生センターで安定かつ適正に処理していきます。



第2次富山市一般廃棄物処理基本計画 後期基本計画 概要版

発行 / 富山市環境部 環境センター管理課

〒939-8178 富山市栗山637番地

[TEL] 076-429-5017

[FAX] 076-429-7388

[E-mail] kksentakanri-01@city.toyama.lg.jp

[ホームページ]

<http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyosenta/kankyo.html>

令和4年3月
